

随意契約締結状況

平成29年10月～12月分

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当課の名 称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込 み)	随意契約によることとした理由	備考
1	ナビゲーションシステム 保守契約	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	平成29年10月1日	小西医療器株式会 社 松江営業所 松江市平成町18 2-32	1,512,000	日本赤十字社会計規則第36条第3項 「契約の性質又は目的が競争を許 さない場合」の規定による。専門 的な知識・技術・能力による業務 であり、納入業者でないとできな いため。	
2	超広角走査レーザー検 眼鏡保守契約	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	平成29年12月1日	小西医療器株式会 社 松江営業所 松江市平成町18 2-32	1,350,000	日本赤十字社会計規則第36条第3項 「契約の性質又は目的が競争を許 さない場合」の規定による。専門 的な知識・技術・能力による業務 であり、納入業者でないとできな いため。	
3						以上	
4							

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約で
及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に記載する。